## □ 「だれとでも定額 for EM-S」提供条件書

「だれとでも定額 for EM-S」(以下「本サービス」といいます。)とは、ワイモバイル携帯電話、他社携帯電話・PHS・固定電話(IP 電話含む)への 1 回あたり 10 分以内の国内通話が月 300 回まで無料となるサービスです。

### 月額使用料・通話料

<table>
<tr><td rowspan="3">月額使用料</td><td colspan="3">通話料</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>EMOBILE 4G-S 携帯電話、ソフトバンク携帯電話、ソフトバンク網を利用する MVNO の携帯電話 宛</td><td>EMOBILE 4G-S 以外のワイモバイル携帯電話、他社携帯電話、PHS、固定電話(IP 電話含む) 宛</td></tr>
<tr><td>21 時～1 時</td><td>終日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,334 円／月</td><td>10 分以内</td><td colspan="2">300 回まで無料<br>301 回目以降は 20 円／30 秒</td></tr>
<tr><td>10 分超過</td><td colspan="2">20 円／30 秒(10 分超過分のみ)</td></tr>
</table>

※ EMOBILE 4G-S 携帯電話、ソフトバンク携帯電話、ソフトバンク網を利用する MVNO の携帯電話 宛の 1 時～21 時の国内通話は、4G-S プラン又は 4G-S ベーシックプランの適用により無料です。この場合、本サービスの割引は適用されず、無料通話回数(合計 300 回／月)に含みません。

- 本サービスは、4G-S プラン又は 4G-S ベーシックプランに加入されているお客さまを対象とします。
- 月途中の加入・解約の場合でも月額使用料は日割計算いたしません。
- 新規加入と同時に本サービスをお申し込みの場合、適用開始日を「加入日」又は「翌月」からお選びいただけます。
- 本サービスを追加申し込みされる場合、翌月から適用します。
- 本サービスを解除される場合、お申し込みいただいた月末まで適用します。
- ご契約回線を解約される場合、解約日まで適用します。
- 国際ローミング通話料、国際電話通話料、TV コール通信料、留守番電話センターへの通話料(再生)、番号案内サービス「104」の通話・案内料、テレドーム(0180 から始まる番号)、ナビダイヤル等(0570 から始まる番号)、転送電話利用時の転送先への通話料、その他当社が指定する電話番号(当社以外が提供する電話サービスの利用にあたり接続する電話番号、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号など)は無料通話の対象外となります。
- 24 時間通話定額-S、ソフトバンク／ウィルコム通話定額、家族割引-S との併用が可能です。この場合、本サービスよりも優先して各オプションサービス、割引サービスを適用します。
- ご加入中の料金プラン等の無料時間帯(1 時～21 時)から有料時間帯に跨る通話は、無料時間帯を含む通話開始から最初の 10 分以内の通話時間が割引適用となります。
- 1 通話あたり 10 分未満となった場合の 10 分までの残り時間は、次回以降の通話に無料分として繰り越しできません。
- 当月の無料通話回数(合計 300 回／月)の残り回数は、翌月に繰り越しできません。
- 無料通話は当社システムにて確認した順に適用いたします。
- 通話時間は当社システムにて計測するため、お客さまの携帯電話に表示される通話時間とは異なる場合があります。
- 以下に該当する通話を行ったと当社が判断した場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該契約者に対する本サービスの適用を廃止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求するとともに、お客さまのお申し込みによる本サービスへの変更を一定期間制限します。また、当該通話の確認のため、通話履歴を参照する場合や、その他の必要な調査を行う場合があります。なお、以下に該当する通話が当社又は当社が提供する他のお客さまに不利益が生じた、又は生じる虞があると当社が判断した場合、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE 4G-S 編)第 32 条(利用停止)に準じて、EMOBILE 通信サービスの利用を停止することができるものとします。

  ① 事前に当社の許可を得た場合を除き、ワイモバイルの携帯電話をお客さまが手配した通信機器等に接続して利用した場合

② 通信の媒介、転送機能の利用、又は他社が提供するサービスへの接続などで通信による直接収入を得る目的で利用した場合
③ 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの。
④ 通話以外の用途において利用した場合
⑤ 契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの。

- 本提供条件書に記載の料金は、請求時に消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算してご請求いたします。

提供条件書記載事項の変更について

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ(契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます)を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- 最新の提供条件書は、当社ホームページ(http://ymobile.jp)に掲載いたしますので、ご確認ください。なお、提供条件書記載事項以外の部分については、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE 4G-S 編)の規定を適用します。
  また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

更新履歴

2014 年 2 月 1 日 制定
2014 年 4 月 1 日 更新
2014 年 7 月 1 日 更新
2014 年 8 月 1 日 更新
2015 年 4 月 1 日 更新
2015 年 7 月 1 日 更新
2016 年 8 月 15 日 更新
2017 年 1 月 31 日 更新
2017 年 5 月 1 日 更新